

旭川医科大学役職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学
学長代行 理事 松野丈夫

旭川医科大学役職員倫理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学役職員倫理規程（平成16年旭医大達第172号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条 （略） （<u>事業者等</u>） 第2条 この規程において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。 2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。 （<u>利害関係者</u>） 第3条 この規程において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 物品購入等の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者	第1条 （略） （<u>定義等</u>） 第2条 この規程において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。 2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。 第3条 この規程において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 物品購入等の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者

等

- (2) 共同研究及び受託研究の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等のほか、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- (3) 入学試験における合格者の決定に係る事務 本学への入学を志願する者及びその関係者
- (4) 卒業判定若しくは修了判定又は進級判定に係る事務 当該卒業判定又は修了判定の対象となる学生等 (新設)
- (5) 学生等の懲戒処分決定に係る事務 当該懲戒処分の対象となる学生等
- (6) 役職員として採用する者の決定に係る事務 本学に役職員として採用を希望する者及びその関係者

2～3 (略)

(倫理監督者)

第4条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本学に倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、学長とする。

(倫理監督者の責務等)

第5条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次の掲げる責務を有する。

(1)～(3) (略)

(削除)

第6条 (略)

(利害関係者との間において禁止される行為)

第7条 役職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

等

- (2) 共同研究及び受託研究の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等のほか、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- (3) 入学試験における合格者の決定に係る事務 本学への入学を志願する者及びその関係者
- (4) 学生等の懲戒処分決定に係る事務 当該懲戒処分の対象となる学生等
- (5) 役職員として採用する者の決定に係る事務 本学に役職員として採用を希望する者及びその関係者

2～3 (略)

(倫理監督者)

第4条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本学に倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、学長が指名する理事とする。

(倫理監督者の責務等)

第5条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次の掲げる責務を有する。

(1)～(3) (略)

(4) 役職員にこの規程に違反する行為があった場合は、その旨を学長に報告すること。

第6条 (略)

(利害関係者との間において禁止される行為)

第7条 役職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(4) (略)

(5) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(削除)

(7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(8) 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。（新設）

2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

(削除)

3 (略)

(禁止行為の例外)

第8条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分にかかわらない

(1)～(4) (略)

(5) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第11項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(7) 利害関係者と共に飲食をすること。

(8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(9) 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。

2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること。

(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。

(8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあつては、倫理監督者が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

3 (略)

(禁止行為の例外)

第8条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分にかかわらない

関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(削除)

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第9条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第9条の2 役職員は、他の役職員の第7条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の役職員(第7条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。(新設)

関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

- 3 役職員は、同じ部署等で勤務した関係又は本学が行った研修若しくは本学から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であって自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第7号の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第9条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

2 役職員は、本学において役職員の職務に係る倫理の保持に責任を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。（新設）

3 役員及び管理職の地位にある職員（旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）第18条第1項に基づく管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。）は、その管理し、又は監督する職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。（新設）
（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第9条の3 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。（新設）

(1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

(2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第10条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（旭川医科大学職員兼業規程（平成16年旭医大達164号。）第14条第1項により短期間兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理

（講演等に関する規制）

第10条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（兼業許可を得てするものを除く。）以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

監督者の承認を得なければならない。 <u>2 前項において、学会等と共催による利害関係者からの依頼の場合は、利害関係者に該当しない事業者等からの依頼とみなす。</u>（新設） <u>3 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、役職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。</u> 第11条～第18条 （略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u>	<u>2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、役職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。</u> 第11条～第18条 （略）
【改正理由】 国家公務員倫理規程に準拠した内容とするために、所要の改正を行うものである。	